



島根県報

平成30年3月2日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

学校教育法施行細則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	2
県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔学 校 企 画 課〕 特別支援教育課	4
就学奨励費取扱規則	（特別支援教育課）	10

教 育 委 員 会 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年島根県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 中学校（第15条）」を「第3章 中学校（第15条）」に改める。
第3章の2 義務教育学校（第15条の2）」

第3条第1項第3号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 義務教育学校

（準用規定）

第15条の2 第13条（就学猶予又は免除の報告）の規定は、義務教育学校にこれを準用する。

第19条の見出し及び第20条の見出し中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (施行細則第 3 条、第 7 条、第 10 条関係)

島根県教育委員会 様

年 月 日

申請者又は
届出者

㊞

(学校、分校、課程、学科、部) 設置 (認可申請、届出) 書

下記のとおり、(学校、分校、課程、学科、部)を設置したいので、認可になるよう、
 [学校教育法第4条の規定により、
 学校教育法施行令第25条の規定により、] 別紙関係書類を
 添えて [申請します。
 お届けします。]

記 記

名 称	課程、学科、部の編成																		
	学年別		年 女		年 女		年 女		年 女		年 女		年 女						
位 置	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別					
学 級 編 制	学 年 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
	性 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
課 程	学 級 数																		
	学 年 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
学 部 別	性 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
	学 級 数																		
設 置 の 目 的																			
開 設 時 期																			
施 設	区 分	専 用	兼 用	通 用	普 通	特 別	区 分	専 用	兼 用	通 用	普 通	特 別	区 分	専 用	兼 用	通 用	普 通	特 別	
	校 長 室	教 員 室	教 務 室	保 健 室	校 長 室	教 員 室	教 務 室	保 健 室	校 長 室	教 員 室	教 務 室	保 健 室	校 長 室	教 員 室	教 務 室	保 健 室	校 長 室	教 員 室	教 務 室
運 動 場																			
そ の 他																			
職 員 組 織	校 長 (園 長)	教 諭																	
経 費 及 び 維 持 方 法																			
摘 要																			

備 考 1 「施設」のうち、専用以外のものは兼用とすること。

2 「職員組織」は職名及び人員を記入すること。

3 「経費及び維持方法」は、臨時費と経常費に分け、その負担区分を記入するものとし、授業料を徴収する場合は、その1人当たりの月額を付記すること。

様式第2号中

④ 届出事項	種別	校地 建物					内 容	取得 処分 変更				
		1年	2年	3年	4年	5年		6年	特殊	計	寄宿舍収容数	
児童・生徒学級数 (5月1日 現在)	区 分											人
	児童・生徒数											
	標準学級数											

を

に改める。

④ 届出事項	種別	校地 建物					内 容	取得 処分 変更				
		年	年	年	年	年		年	年	年	特別 支援	計
児童・生徒学級数 (5月1日 現在)	区 分											人
	児童・生徒数											
	標準学級数											

様式第11号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に、「(中学校)」を「(中学校) (義務教育学校)」

に、

学校
就学希望日 (年 月 日)

 を

に改める。

就学希望日 (年 月 日)

様式第12号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に、「(中学校)」を「(中学校) (義務教育学校)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第2号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	120	120					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立宍道高等学校				普通科	640				
島根県立大東高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立横田高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	480							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校	普通科	240	240	240					
	体育科	40	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	90	90	90					
島根県立矢上高等学校	普通科	60	60	60					
	産業技術科	30	30	30					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立江津工業高等学校	機械・ロボット科	40	40	40					
	建築・電気科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	320			
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	40					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科	120							
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					

島根県立隠岐高等学校	普通科	60	60	60					
	商業科	30	30	30					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部							専 攻 科					
		幼稚部	小学部及び中学部		高 等 部				学 科	学 級 区 分	定 員			
					学 科	学 級 区 分	定 員				第1 学年	第2 学年	第3 学年	
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部			普通科	単一障害学級	8	8				8
					重複障害学級	3		3	3					
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	64	48					
						重複障害学級	36	30	33					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	72	48					
						重複障害学級	21	21	30					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	16					
						重複障害学級	3	9	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	24	8					
						重複障害学級	12	6	9					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	24	24					
						重複障害学級	6	3	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
						訪問学級	3							
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	9	9	3					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					

						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育	小学部	中学部	普通科		単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	9	12	6			

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

就学奨励費取扱規則をここに公布する。

平成30年 3 月 2 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 3 号

就学奨励費取扱規則

就学奨励費取扱規則（昭和35年島根県教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及び法の趣旨に基づいて県が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取扱いについては、関係法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）
- (4) 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年 5 月22日文部大臣裁定。以下「国要綱」という。）
- (6) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成29年 4 月 3 日付け29文科初第677号。以下「算定要領」という。）
- (7) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

（交付の目的）

第 3 条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、県がその経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

（法の規定に基づく就学奨励費に係る事業及び負担率）

第 4 条 県は、法第 2 条第 1 項の規定に基づいて、特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、国要綱別記 1 の負担対象経費の欄に定める経費についてその全部又は一部を支弁する。

2 負担対象経費の範囲及び負担対象額は、国要綱別記 1 の負担対象経費の範囲の欄及び負担対象額の欄に定めるところとする。

(法の趣旨に基づく就学奨励費に係る事業及び補助率)

第5条 県は、法第2条第1項の趣旨に基づいて、特別支援学校に就学する児童等の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、別表及び国要綱別記2の補助対象経費の欄に定める経費についてその全部又は一部を予算の範囲内で支弁する。

2 補助対象経費の範囲及び補助対象額は、別表及び国要綱別記2の補助対象経費の範囲の欄及び補助対象額の欄に定めるとおりとする。

(申請手続)

第6条 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、県が別に通知する期日までに、収入額・需要額調書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、その児童等の就学する特別支援学校の校長を経由し、県に提出しなければならない。

(1) 保護者等が属する同一生計世帯の世帯員全員の収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書(様式第2号又はこれに準ずるもの)

(2) その他校長が必要と認める書類

2 特別支援学校に就学する児童等の保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である場合は、前項第1号の書類に代えて、要保護者であることを証明する書類を提出するものとする。

3 第1項第1号の書類及び前項の書類に係る個人番号利用事務の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定める。

(支弁区分決定の通知)

第7条 校長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、収入額・需要額調書の記載内容、証明書の添付等を確認するとともに、需要額の測定を行い、速やかに県に提出するものとする。

2 県は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、算定要領の定めるところにより支弁区分を決定し、校長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた校長は、速やかに保護者等に通知しなければならない。

(申請の辞退等)

第8条 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、就学奨励費の全部の支給を辞退するときは、第6条第1項の書類に代えて、就学奨励費辞退届(様式第3号)を提出することができる。

2 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、就学奨励費の一部の支給を辞退するときは、第6条第1項第1号の書類に代えて、申立書(様式第4号)を提出することができる。

3 前項の提出を受けた校長は、算定要領の定めるところにより支弁区分を決定し、保護者等に通知するものとする。

(就学奨励費の支給)

第9条 就学奨励費の交付を受けた校長は、これを保護者等に支給しなければならない。ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とすること、保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあること等により、児童等に支給することが適当であるときは、児童等に支給することを妨げない。

2 校長は、金銭をもって就学奨励費を支給しなければならない。ただし、保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあるときは、現物をもって支給することができる。

3 保護者等は、前項の規定により現物をもって支給を受ける場合は、委任状(様式第5号)を校長に提出するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の就学奨励費取扱規則の規定により交付した就学奨励費については、な

お従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の範囲	補助対象額
給食費	給食費（特別支援学校で提供する給食であつて、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第5条第2項に定める学校給食費に該当しないものに限る。）の額とする。	令第2条第1号に掲げる区分に該当する者については、補助対象経費の範囲の欄に定める給食費の全額とし、同条第2号に掲げる区分に該当する者については、当該経費の半額とする。

様式第1号 (第6条関係)

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

保護者等氏名 (署名)		住所		幼児・児童・生徒氏名		学校名・学年等		(整理番号) No.			
								※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2			
世帯の収入状況				世帯の状況(前年12月末日現在)		在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)等		要 額			
所得控除前	所得	除	の	氏名	生年月日 (満年齢)	通学費	教育扶助基準 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 生活扶助基準 期末一時扶助費	※ 第2類
総所得金額					年 月 日 (才)	円	円	円	円	円	円
退職所得金額					年 月 日 (才)						
山林所得金額					年 月 日 (才)						
計			A		年 月 日 (才)						円
社会保険料					年 月 日 (才)						円
生命保険料					年 月 日 (才)						円
地震保険料					年 月 日 (才)						円
計			B		年 月 日 (才)						円
所得額(A-B)			C		年 月 日 (才)						円
所得月額(C×1/12)			D		年 月 日 (才)						円
障害者加算控除 (保護基準により算定)			E		年 月 日 (才)						円
収入額(D-E)			F		年 月 日 (才)	※a	※b	※c	※d	※e	円
収入額				合計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額				計							円
収入額				計							円
必要額				計							円
収入額 - 必要額											

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

1. この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。正確にありのままを記入してください。
2. ※の付してある欄は、保護者等が記入する必要はありません。
3. 保護者等氏名欄に、署名(必ず本人が自署)をすること。
4. 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前の年の12月31日の住所と異なる場合は()内に前の年の12月31日の住所を記入してください。
5. 世帯の収入状況の欄は、同一生計世帯の世帯員全員の収入状況について記入することとなります。記入する金額は、本年度納付することとなった、都道府県民税、市町村民税の課税の基礎となった所得控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者控除、扶養控除等)を控除する前の所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とし、課税のときに控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額を記入します。
6. 世帯の状況の欄は、前の年の12月31日現在の世帯の状況を記入します。
したがって、「年齢」、「在学学校名、学年(特別支援学級通学の有無)等」欄も前の年の12月31日現在の状況により記入することとなります。
なお、在学学校名等は次の例により記入すること。
 ○○県立○○特別支援学校小学部第1学年
 ○○町立○○小学校第2学年A組(特別支援学級に通学)
 ○○村立○○中学校第3学年A組
 「通学費」の欄は、小学校、中学校若しくは義務教育学校の特別支援学級等又は特別支援学校の小学部・中学部に就学していた児童・生徒について、前の年の4月から今年の3月までに実際にかかった交通費(付添いに要する交通費は含まない。)の額に1/12を乗じた額(円未満四捨五入)を記入してください。

8. 次の証明書を添付すること。

- (1) 収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書(個人番号の利用を希望しない場合)及び在学する学校から指示される書類
- (2) 児童福祉施設等又は指定療育機関(国・公立の病院等)に入っている児童等の保護者等がこの書類を提出する場合は、次の書類
 - ア 教育費についての措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書(措置されていない経費名が記入されたもの)
 - イ 指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書(措置されていない経費名が記入されたもの)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

市町村長 様

住所
保護者等 氏名

印

証 明 願

年度分 (年中所得) に係る世帯全員について、下記により証明願います。

記

所得者	氏 名				
①所得控除前の所得金額	総所得金額				
	退職所得金額				
	山林所得金額				
	計				
②控除保険料	社会保険料				
	生命保険料				
	地震保険料				
	計				

※①所得控除前の所得金額 …………… 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得金額

②控除保険料 …………… ①における都道府県民税及び市町村民税の課税に当たり、所得控除した各種保険料の額

上記のとおり証明する。

年 月 日

市町村長

印

様式第3号 (第8条関係)

学校長 様

就学奨励費辞退届

年度における「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の規定及び同法の趣旨に基づく就学奨励費の受領につきましては、その全部を辞退したいのでお届けします。

年 月 日

学部 学年 組

児童生徒等氏名

保護者等住所

保護者等氏名

㊟

様式第4号（第8条関係）

学校長 様

申 立 書

私は、世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第3号（支弁区分第3段階）に該当するものと認めます。

年 月 日

学部 学年 組

児童生徒等氏名

保護者等住所

保護者等氏名

㊟

様式第5号（第9条関係）

委 任 状

受任者 学校長 様

私は、上記の者に、 年度特別支援教育就学奨励費のうち下記の費用に係る受領、返納、支払についての一切
の権限を委任します。

委任事項

-
-
-

年 月 日

委任者

学部 学年 組

児童生徒等氏名

保護者等住所

保護者等氏名

㊞